

○吹田市監査委員に関する条例

平成3年8月14日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項ただし書、第200条第2項及び第6項並びに第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

第2条 監査委員の定数は、5人とする。

(議員のうちから選任する監査委員の数)

第3条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

(常勤の監査委員の数)

第4条 識見を有する者のうちから選任する監査委員のうち常勤の監査委員の数は、1人とする。

(代表監査委員の選定)

第5条 代表監査委員は、監査委員の合議により定める。

(事務局の設置及び職員の数)

第6条 監査委員に事務局を置く。

2 事務局の常勤の職員の定数は、吹田市職員定数条例（昭和33年吹田市条例第320号）の定めるところによる。

(定期監査)

第7条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年10月から翌年の3月までの間に行う。ただし、必要があるときは、その期間を変更することができる。

2 監査委員は、前項の監査をするときは、当該監査の期日の前7日までに、その期日を市長及び監査の対象となるものに通知しなければならない。

(請求又は要求に基づく監査)

第8条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限り

でない。

2 監査委員は、前項の監査をするときは、当該監査の期日の前5日までに、その期日を市長及び監査の対象となるものに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(随時監査等)

第9条 監査委員は、法第199条第2項、第5項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項又は地公企法第27条の2第1項の規定により必要があると認めて監査をするときは、当該監査の期日の前7日までに、その期日を市長及び監査の対象となるものに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(決算等の審査)

第10条 監査委員は、法第233条第2項又は第241条第5項の規定により審査に付されたときは当該審査に付された日から60日以内に、地公企法第30条第2項の規定により審査に付されたときは当該審査に付された日から40日以内に、それぞれ意見を市長に提出しなければならない。

(出納の例月検査)

第11条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月27日に行う。ただし、その日が吹田市の休日に関する条例（平成2年吹田市条例第24号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときその他特別の事情があるときは、その期日を変更することができる。

(公表)

第12条 監査の結果等の公表は、吹田市公告式条例（昭和25年吹田市条例第114号）の定めるところによるほか、必要に応じて監査委員が適当と認める方法により行う。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が合議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3項から第7項までの規定は、平成4年6月5日（同月4日に任期が満了する監査委員が同日前に退職、失職その他の理由により監査委員でなくなった場合は、当該監査委員でなくなった日の翌日）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の吹田市監査委員に関する条例の規定によりなさ

れた通知その他の行為は、この条例による改正後の吹田市監査委員に関する条例の相当規定によりなされた通知その他の行為とみなす。

(以下省略)

附 則 (省略)

附 則 (令和2年3月31日条例第15号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月8日条例第5号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。